

道路占用許可等についての手引き

山梨市役所 建設課

≪ 道路占用 ≫

1 道路の占用とは

道路上や上空、地下に一定の施設を設置し、継続して道路を占用(使用)することを「道路の占用」といいます。

「道路の占用」をするためには、道路を管理している「道路管理者」の許可を受ける必要があります。(道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第32条)

○道路管理者(山梨市内の道路)

- ・国道、県道 ⇒ 山梨県(峡東建設事務所)
- ・市道 ⇒ 山梨市 建設課

○道路占用の種類

- ・企業占用(業務占用)
 - ⇒上下水道、鉄道、電気、電話、ガスなどの公益企業者が行う占用
 - 例；電気、電話、ガス、水道、下水道などの管路を道路の地下に埋設する等
- ・一般占用
 - ⇒上記以外の道路占用
 - 例；道路の上空の看板、家屋、店舗の日除け等

2. 道路の占用の申請

山梨市道を占用する場合は、山梨市道路法施行規則(平成17年3月22日規則第111号)第3条に定められている「道路占用許可申請書」を道路管理者(山梨市建設課)に提出し、許可を受ける必要があります。

○申請書(様式第2号)

- ・申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- ・「占用の場所」の欄には、地番まで記載すること。
- ・「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。また、仮移設等を含む場合は、復旧までの期間を含めて記載すること。
- ・「工事の施工方法及び施工者」欄の施工業者、未定の場合にはその旨を記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
- ・「その他」の欄には、交通規制の方法を記載すること。また、夜間開放の有無も記載すること
- ・「添付書類」の欄には添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類を()内に記載すること。

○交通規制図

- ・交通規制を行う場合は、位置図、平面図、交通規制図を添付すること。

- ・全面交通止等の場合は、迂回路、地元区長の同意書(原本)を添付すること。

○提出部数

書類の種類	正 本	副 本
申請書(含む添付書類)	1 部	1 部
交通規制図(上記とは別に)	1 部	2 部

○許可書の発行

- ・道路の占有条件を満たしている場合は、道路占有の許可書を発行します。(申請書受理から1週間から2週間程度)
- ・道路の占有許可を受けた者は、次の義務を履行しなければなりません。
 - ・許可内容及び許可に付された条件の順守
 - ・占用料の支払い
 - ・占有期間の満了又は占有廃止に伴う原状回復
 - ・占有に起因して道路管理者又は第三者に損害を与え又は第三者と紛争が生じた場合は、占有者の責任において賠償し、紛争を解決しなければならない。

○占有期間

- ・企業占有(業務占有) ⇒ 10年以内
- ・一般占有 ⇒ 5年以内

○占用料

- ・山梨市道路占用料徴収条例(平成17年3月22日条例第198号)に基づき、占用料を徴収します。納付につきましては、山梨市が発行する納付書にて、指定金融機関に払い込みをお願いします。(別表参照)

○その他

- ・道路の占有に関して、別途「道路使用許可」の手続きが必要になる場合があります。(道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第77条)
- ・「道路使用許可」の申請書は、「道路占有許可」を受けてから所轄警察署に提出をお願いします。

4. 道路占有の廃止

道路の占有の期間が満了したとき(ただし更新する場合は除く)又は道路の占有を廃止したときには、山梨市道路法施行規則(平成17年3月22日規則第111号)第11条に定められている「道路占有廃止届」を道路管理者(山梨市建設課)に提出しなければなりません。

占有廃止後に再び道路を占有する場合は、改めて「道路占有許可申請書」の提出が必要となります

別表(第2条関係)

占 用 物 件			占 用 料	
			単 位	金 額
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	電柱		1本につき1年	440円
	電話柱（電柱であるものを除く。）			160円
	街灯（電柱又は電話柱であるものを除く。）			120円
	その他の柱類			670円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類			4円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所		1個につき1年	370円
	広告塔		表示面積1平方メー トルにつき1年	1,350円
	送電塔		占用面積1平方メー トルにつき1年	320円
	その他のもの		長さ1メートルにつ き1年	30円
			占用面積1平方メー トルにつき1年	370円
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	法第35条に規定す る事業のために設 けるもの、法第36 条に規定するもの に規定する石油管	外径が0.4メートル未満 のもの	長さ1メートルにつ き1年	60円
		外径が0.4メートル以上 1メートル未満のもの		160円
	その他のもの	外径が1メートル以上の もの		320円
		外径が0.4メートル未満 のもの		80円
		外径が0.4メートル以上 1メートル未満のもの		180円
		外径が1メートル以上の もの		370円
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メー トルにつき1年	320円
法第32条第1項第4号に掲げる施設				370円
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	上空又は地下に設ける通路			670円
その他のもの		370円		

法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	130円
道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。以 下「令」とい う。)第7条第1 号に掲げる物 件	看板(アーチであ るものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	130円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,350円
号に掲げる物 件	標識		1本につき1年	290円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	130円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,350円
その他のもの			670円	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	130円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				40円
令第7条第10号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額

備考

- 1 本表に記載のないものは、類似の額を基準として、その都度調定する。
- 2 「A」は、近傍類似の土地(令第7条第9号及び第10号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 3 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 4 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

《 道路工事執行承認 》

1 道路工事執行承認とは

道路管理者以外が、車両乗り入れのため歩道の切り下げ工事、ガードレールの撤去工事等の道路に関する工事を行う場合は、道路を管理している「道路管理者」の承認を受けなければなりません。(道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第24条)

工事の費用は、申請者の負担となり、完成後の道路敷地内の施設の所有権は道路管理者に帰属し、道路管理者にて維持・管理することになります。

また、基準に適合していない場合は承認が出来ない場合があります。

○承認が必要となる工事の例

- ・道路管理者以外が行う交差点等の道路改良工事(県道と市道の交差点部分など)
- ・駐車場などへの車両乗り入れのための歩道、縁石の切り下げ工事や側溝蓋の設置
- ・カーブミラー、防護柵などの道路付属物の移設や撤去
- ・道路法面の埋め立て、切り取り、私道の取り付け
- ・開発、宅地造成に伴う道路整備
- ・その他、道路構造物に変更を加える場合

2. 道路工事執行承認の申請

山梨市道の道路工事を行う場合は、山梨市道路法施行規則(平成17年3月22日規則第111号)第2条に定められている「道路工事執行承認申請書」を道路管理者(山梨市建設課)に提出し、承認を受ける必要があります。

○申請書(様式第1号)

- ・申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- ・「工事又は維持の箇所」の欄には、地番まで記載すること。
- ・「工事の期間又は維持の期間」の欄には、工事实施から完了までの期間を記載すること。また、仮移設等を含む場合は、復旧までの期間を含めて記載すること。
- ・「施工業者」の欄に関して、未定の場合にはその旨を記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
- ・「交通止めの有無」の欄には、交通規制の方法を記載すること。また、夜間開放の有無も記載すること
- ・「添付書類」の欄には添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類を()内に記載すること。

○交通規制図

- ・交通規制を行う場合は、位置図、平面図、交通規制図を添付すること。
- ・全面交通止等の場合は、迂回路、地元区長の同意書(原本)を添付すること。

○提出部数

書類の種類	正 本	副 本
申請書(含む添付書類)	1 部	1 部
交通規制図(上記とは別に)	1 部	2 部

○承認書の発行

- ・基準に適合している場合は、道路工事執行承認の承認書を発行します。(申請書受理から1週間から2週間程度)
- ・道路工事の承認を受けた者は、次の義務を履行しなければなりません。
 - ・承認内容及び承認に付された条件の順守
 - ・工事に起因して道路管理者又は第三者に損害を与え又は第三者と紛争が生じた場合は、申請者の責任において賠償し、紛争を解決しなければならない。
 - ・工事施工中の安全対策を十分に行うこと。

○その他

- ・道路工事執行承認に関して、別途「道路使用許可」の手続きが必要になる場合があります。(道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第77条)
- ・「道路使用許可」の申請書は、「道路工事執行承認」を受けてから所轄警察署に提出をお願いします。

《 道路使用 》

1 道路使用とは

工事や屋台の設置、祭礼行事やロケーション等の行為を行おうとする者は、所轄の警察署長の許可を受けなければなりません。(道路交通法(昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号)第 77 条)

○道路使用が必要となる例

- ・ 1 号許可
⇒道路において工事又は作業をする場合。
- ・ 2 号許可
⇒道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする場合。
- ・ 3 号許可
⇒場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする場合。
- ・ 4 号許可
⇒祭礼行事、ロケーション等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する場合。又は公安委員会が定める行為で道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような場合。

2. 道路使用の申請

上記の行為を行おうとする場合は、所轄警察署に「道路使用許可申請書」を提出し、所轄の警察署長の許可を受けなければなりません。(道路交通法(昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号)第 77 条)

詳細は所轄警察署(山梨市道の場合は日下部警察署)にお問い合わせください。

○提出方法

- ・ 所轄警察署に「道路使用許可申請書」を提出するには、道路管理者の経由印が必要になります。
- ・ 「道路使用許可申請書」を 3 部作成し、道路管理者(山梨市建設課)へ提出してください。その後、確認印(経由印)を押印したものを 2 部お渡しいたしますので、その申請書を警察署へ提出してください。

○提出部数

書類の種類	警察署提出用	道路管理者用
申請書(含む添付書類)	2 部	1 部

《 参考法令 》

○道路法(昭和 27 年 6 月 10 日)(法律第 180 号)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第 24 条 道路管理者以外の者は、第 12 条、第 13 条第 3 項、第 17 条第 4 項又は第 19 条から第 22 条までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路の占用の許可)

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
- 3 第 1 項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第 1 項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものである場合においては、第 2 項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

○(道路交通法(昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号)

(道路の使用の許可)

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
 - 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
 - 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
 - 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものを行おうとする者
- 2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。
- 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
 - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。
 - 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。
- 3 第 1 項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第 1 号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
- 5 所轄警察署長は、第 1 項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。
- 6 所轄警察署長は、第 3 項又は第 4 項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 7 第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第 5 項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

《参考様式集》

※交通止めの同意書については参考様式とし、必要事項の記載があれば別の様式でも可能とする。

山梨市長 様

〒
住所
申請者
氏名
担当者
TEL

印

道路占用許可申請書

次のとおり道路占用を許可してください。

路 線 名	市道 線		
占 用 の 場 所	山梨市 番地先		
占 用 面 積	m ² ただし長さ	m、幅	m
電柱にあつては、基数平均高及び平均径、埋設物にあつては、外径及び延長	本、平均高 外径	m、平均径 m、延長	m m
占 用 目 的 及 び 方 法			
工 作 物 、 物 件 又 は 施 設 の 構 造			
占 用 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事の施工方法及び施工者	住 所 直営・請負 業者名 (該当する方に○を囲む) 担当者 連絡先		
工 事 の 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
道 路 の 復 旧 方 法			
そ の 他 <small>※該当する規制区分を選択</small>	車道	全面通行止、片側交互通行、幅員減少、大型車通行止、規制なし	夜間開放あり 夜間開放なし 夜間のみ
	歩道	全面通行止、規制なし	夜間開放あり 夜間開放なし 夜間のみ
添 付 書 類	位置図、平面図、構造図(舗装本復旧含)、横断図、断面図(掘削断面図含)、求積図、設計書、仕様書、写真(路線ごとの掘削箇所)、その他()		

- ※申請書は2部(正本1部・副本1部)を提出してください。
- ※交通規制を行う場合は、位置図、平面図、交通規制図を別に3部添付すること。(全面通行止、夜間工事、大型車通行止は同意書・迂回路図が別途必要)
- ※舗装の本復旧後は写真を提出してください。

山梨市長 様

〒
住所
申請者
氏名
担当者
TEL

印

道 路 占 用 廃 止 届

次のとおり道路占用を廃止したのでお届けします。

路 線 名	市道	線
占 用 の 場 所	山梨市	番地先
占 用 の 面 積		
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
許 可 年 月 日		
指 令 番 号		

山梨市長 様

〒
住所
申請者
氏名
担当者
TEL

印

道路工事執行承認申請書

次のとおり道路工事を執行することを承認してください。

路 線 名	市道 線		
工事又は維持の箇所	山梨市	番地先	
工事又は維持の目的			
工事又は維持の予定期間	着手	令和 年 月 日	
	完成	令和 年 月 日	
工事又は維持費見込額	円		
工事又は維持費の支出方法			
工事又は維持の実施計画概要 施 工 業 者	住 所 直営・請負 業者名 (該当する方に○を囲む) 担当者 連絡先		
そ の 他 ※該当する規制区分を選択	車道	全面通行止、片側交互通行、幅員減少、大型車通行止、規制なし	夜間開放あり 夜間開放なし 夜間のみ
	歩道	全面通行止、規制なし	夜間開放あり 夜間開放なし 夜間のみ
添 付 書 類	位置図、平面図、構造図(舗装本復旧含)、横断図、断面図(掘削断面図含)、設計書、仕様書、写真(路線ごとの掘削箇所)、その他()		

※申請書は2部(正本1部・副本1部)を提出してください。

※交通規制を行う場合は、位置図、平面図、交通規制図を別に3部添付すること。(全面通行止、夜間工事、大型車通行止は同意書・迂回路図が別途必要)

※舗装の本復旧後は写真を提出してください。

